

介護保険制度推進委員会の設置趣旨について

(1) 設置および運営

<設置根拠（裏面参照）> 品川区介護保険制度に関する条例 第10条
品川区介護保険に関する条例施行規則 第4条

① 所掌事項

介護保険事業計画およびその他介護保険制度にかかる施策について審議します。

<審議事項>

- ・介護保険事業の収支状況
- ・介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況
- ・その他介護保険事業計画の円滑な推進のために必要な事項

<諮問事項>

- ・条例第11条に関する事項（在宅サービスの種類支給限度基準額）
- ・条例第12条に関する事項（市町村特別給付）
- ・条例第12条の2に関する事項（保健福祉事業）

② 委員構成 20名以内

学識経験者等 1名、被保険者代表 10名、事業者代表 9名で構成

③ 委員の任期 3年

(2) モニタリング等調査部会について

<設置趣旨>

介護サービスの評価・質の向上の取組みについては、介護保険制度創設時（平成12年4月）から、「介護サービス向上委員会」を設置し、利用者への良質なサービス提供と事業者の育成支援のため、品川区独自のサービス評価を実施してきました。しかし介護保険制度創設に合わせ設置から10年を経過する中で、この質の評価・向上への取り組みは、保険者の責務であり、また、「品川区介護保険制度推進委員会」の所掌事項でもあることを再確認し、平成22年度よりその機能介護保険制度全般の進行管理組織である同委員会へ移行し、引き続き介護サービスの評価・質の向上の取組みについて検討するため、品川区介護保険制度推進委員会の下部組織として「品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会」を下記のとおり設置しました。

<設置根拠> 品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会設置要綱

<組織> 部会は、専門委員4名で組織し、品川区介護保険制度推進委員会委員および区民のうちから区長が委嘱します。

<所掌事項>

- ・介護サービスに関する苦情への対応状況の確認。
- ・介護サービスの改善に必要な指導・助言。
- ・介護サービス評価・向上のしくみの調査・研究。
- ・その他介護サービスの質の向上に必要な事項の検討を行うこと。

<任期> 3年間（再任可）

I 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）

（品川区介護保険制度推進委員会）

第10条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- 2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べることができる。
- 3 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

II 品川区介護保険制度に関する条例施行規則（抜粋）

（介護保険制度推進委員会）

第4条 品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員は、学識経験者、被保険者代表および介護サービス事業者代表により構成する。

- 2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 推進委員会は、区長が招集する。
- 6 推進委員会は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 7 議決を要する推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。